

協働の指針について

1. 阪南市における協働の指針とは

市民等と行政との共通の認識とし、より良い阪南のまちづくりを推進していくためのルール。

2. 協働の指針策定の背景

自治基本条例が施行され10年が経過する中、平成29年5月に「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」を受け、条例第20条に「協働の推進」の条文を追加。

これまではパブリックコメント、附属委員会等への公募委員など、行政から市政参画の機会の提供だったが、今後、市民と行政が互いに歩み寄る協働の推進を図るとともに、行政も公民の役割分担を明確にすることにより、市民等と一緒にまちづくりを行っていくという意識醸成が必要。

平成23年1月に「阪南市市民公益活動推進に関する指針」を改訂。

3. 阪南市の現状

- (1)NP0の数 17団体(令和5年2月末時点)
- (2)市民公益団体の数 95団体(令和5年(2月末時点)
- (3)市民協働事業提案制度
- (4)市民協働庁内推進委員の配置

4. 大阪府内での協働の指針(事務局調べ) ※堺市以南は網掛け

{協働の指針を策定している自治体}

24自治体

(大阪市、堺市、豊中市、茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、寝屋川市、八尾市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉南市、松原市、藤井寺市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市、阪南市)

{協働の指針策定していない自治体}

18自治体

(能勢町、豊能町、池田市、箕面市、島本町、枚方市、東大阪市、柏原市、和泉市、高石市、忠岡町、熊取町、泉佐野市、田尻町、岬町、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村)